

京都府アルコール健康障害対策推進計画（骨子）
（案）

京都府健康福祉部

平成 年 月

目 次

- 1 はじめに
- 2 京都府アルコール健康障害対策推進計画について
- 3 基本的な考え方
- 4 計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題
- 5 取組の方向性
- 6 基本的施策
- 7 推進体制等

1 はじめに

○ 飲酒者の状況

本府の大量飲酒者の割合は、平成 18 年の成人男性では 5.7%、成人女性は 0.9 でしたが、平成 23 年にはそれぞれ 6.7%、3.1%であり、若干の増加、特に女性の割合の増加が顕著となっています。

また、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒する者（1日平均純アルコールを男性 40g、女性 20g 以上摂取する者）は平成 23 年で男性 22.5%、女性 20.5%となりました。全国値は男性 15.3%、女性 7.5%であり、全国より高い値となっています。

○ アルコール依存症患者の現状

平成 25 年に厚生労働省の研究班によると、全国のアルコール依存症者は 109 万人と推計され、調査を開始してから初めて 100 万人を超えたとの報告がされました。

この結果を京都府内の人口に置き換えた場合、府内のアルコール依存症者数は約 2.2 万人と推計されます。

2 京都府アルコール健康障害対策推進計画について

(1) 計画の位置づけ

この計画は、アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）（以下「基本法」という。）第 14 条第 1 項の規定による都道府県計画として策定します。

(2) 対象期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

3 基本的な考え方

(1) 基本理念

基本法第 3 条の基本理念に則り、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援を行うものとします。

また、アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行います。

(2) 基本的な方向性

ア 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

京都市内を中心に学生が多い地域事情を踏まえ、若者を中心に飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について正しく理解し、酒類とうまく付き合うための教育・啓発の推進及び種類関係者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組を促進します。

イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

府精神保健福祉総合センター各保健所が中心となり、アルコール関連問題の相談支援の場所を明確化し、幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

ウ 医療における質の向上と連携の促進

地域においてアルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、アルコール健康障害への早期介入を含め、一般医療機関との連携を推進します。

エ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びに回復及び社会復帰について、理解を促進します。

4 計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題

アルコール健康障害対策を図っていく上での達成目標を次のとおり設定するとともに、その目標達成に向けた重点課題を中心に取組を推進します。

(1) 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

<達成目標> 「きょうと健やか21（第2次）より記載。平成30年以降については、今後の同計画の見直し状況を踏まえて記載。

目指す目標（成果指標）	現在値（平成23年）		目標値（平成29年）	
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性 22.5%	女性 20.5%	男性 20.5%	女性 19.0%
未成年飲酒者			なくす	
妊娠中の飲酒者			なくす	

＜重点課題＞

- ア 特に配慮を要する者（未成年者、妊産婦、若い世代）に対する教育・啓発
- イ アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

（２） アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

＜達成目標＞

- ア 地域における相談拠点の明確化
- イ アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

＜重点課題＞

- ア アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点について、広く周知を図る。
- イ アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の構築

5 取組の方向性

各段階に応じたアルコール健康障害対策の実施に取り組みます。

（１）発生予防（１次予防）

アルコール健康障害に関する府民の正しい理解を深めるため、アルコール健康障害に関する啓発と依存症に対する偏見解消に向けた取組を進めます。

（２）進行予防（２次予防）

医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、アルコール健康障害の早期発見、早期介入の取組を進めます。

（３）再発予防（３次予防）

アルコール健康障害に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行うこととし、アルコール健康障害の再発防止・回復支援を進めます。

6 基本的施策

(1) 発生予防（1次予防）

ア 教育の振興等

- ・ 小学校から大学等、教職員に対する普及啓発を行います。
- ・ 家庭における未成年者の飲酒を防止するため、未成年者の飲酒に伴うリスクについて保護者等への啓発を図ります。
- ・ 若者向けにリーフレットを配布、アプリ等を紹介し、成人式・大学入学式等で啓発を行います。

イ 不適切な飲酒への対策

(未成年者)

- ・ 飲酒による身体への影響や適度な飲酒量などに関する正しい情報を発信します。
- ・ 学校教育と協働した未成年者への普及啓発を実施します。

(妊婦)

- ・ 市町村、医療機関と協働した妊婦等に対する活動を実施します。

(企業、飲食店向けの対応)

- ・ 過度の多量飲酒、アルコールハラスメント防止に努める企業等向けの認証制度の導入を検討します。

ウ 飲酒運転防止

- ・ 酒類を提供する飲食店等と協力し、ハンドルキーパー運動を促進します。
- ・ 酒類を提供する飲食店等の店内に公共交通機関の運行最終時間、運転代行サービスの掲示等の協力を求めます。

エ 自死遺族に対する生活支援

- ・ 自死遺族など、生活の根幹に関わるものを損失された方がアルコール依存症になることが事例も見受けられ、この防止のため、自殺関連対策に取り組む機関と連携し、支援を実施します。

(2) 進行予防（2次予防）

ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置

- ・アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成のさらなる推進を図るため、京都府の中心となる拠点医療機関を定めます。
- ・地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進します。
- ・アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結びつけるため、医療関係者の技術の向上に取り組みます。

イ アルコール医療の推進と連携強化

- ・専門医療機関を中心に、かかりつけ医、一般内科等アルコール健康障害を有する者を診察する医療機関、精神科医療機関、薬局、自助グループ、健康診断及び保健指導に関わる従事者、行政の相談機関等、様々な関係機関が連携の強化を目的とした「かかりつけ医等アルコールゲートキーパー（仮称）研修」を開催します。

ウ 健康診断及び保健指導

- ・健康診断及び保健指導に関わる従事者が、アルコール健康障害を有する者、疑いのある者を早期に発見し、適切な助言を行い、必要に応じて「アルコール支援拠点」及び行政機関等との連携を図れるよう、各種取組の周知を行います。

エ 人材育成

- ・医療等従事者のアルコール健康障害対策への人材養成、意識向上に向け、国（久里浜医療センター等）において実施される、アルコール関連問題に関する研修への参加促進を図ります。

(3) 再発予防（3次予防）

ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置（2次予防再掲）

イ 地域における相談拠点の明確化

- ・府精神保健福祉総合センターや各保健所等を中心として、アルコール健康障害を有する者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点を明確化し、周知を図ります。

ウ 家族支援体制の整備

- ・各圏域におけるアルコール家族教室を開催し、アルコール健康障害を有する方の家族に対して学習会及び意見交換会を行い、適切な支援をします。

エ 飲酒運転をした者に対する指導等

- ・飲酒運転をした者について、アルコール依存症が疑われる場合には、必要に応じ府精神保健福祉総合センター、各保健所を中心として地域の関係機関が連携し、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぎます。

オ 社会復帰支援

- ・京都ジョブパーク及びハローワーク等と連携し、企業・職場に対し、アルコール依存症が回復する病気であること等、アルコール依存症に対する正しい理解を進め、就労及び復職の支援を行います。

カ 民間団体の活動支援

- ・断酒会、京都マック、A A等のアルコール依存症からの回復支援を行っている自助グループや関連団体の活動を支援します。

7 推進体制等

(1) 関連施策との有機的な連携

本計画に基づく施策推進にあたっては、京都府保健医療計画（健康増進計画部分）に基づく施策、交通安全府民運動に基づく取組等関連施策との有機的な連携により取り組むこととします。

(2) 見直しの考え方及び計画の推進体制

本計画の策定後も、国の基本計画の動向や、「きょうと健やか21」（「京都府保健医療計画」の健康増進部分）の見直し状況を踏まえるとともに、学識経験者、医療、福祉、当事者・支援団体等の代表者で構成する「京都府アルコール健康障害対策推進会議」における議論を踏まえ、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を実施していくこととします。